

高山市告示第 9 3 号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更しようとするので、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域計画の案に意見のある利害関係人は、縦覧期間の満了する日までに高山市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 3 1 日

高山市長 田 中 明

記

1 地域計画（案）の縦覧期間

自 令和 8 年 8 月 3 1 日

至 令和 8 年 9 月 1 4 日

ただし、窓口での縦覧は、高山市の休日を定める条例（平成元年高山市条例第 7 号）第 1 条第 1 項に定める日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までに限る。

2 地域計画（案）の縦覧場所

高山市役所本庁舎（6 階農務課）